

群馬大学理工学府特別研究学生規程

平成 30 年 4 月 1 日 制定

(趣 旨)

第 1 条 群馬大学理工学府（以下「本学府」という。）における特別研究学生に関する必要な事項は、群馬大学大学院学則及び群馬大学理工学府規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第 2 条 特別研究学生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、学期の途中においても入学を許可することがある。

(入学手続)

第 3 条 特別研究学生として入学を志願する者は、所属する大学院等を通じて、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 成績証明書及び在学証明書
- (3) 当該大学院等の長の推薦書
- (4) その他必要と認められる書類

2 交換留学生については、協定大学院からの受入書類をもって、入学願書に代えることができる。

(入学許可)

第 4 条 特別研究学生の入学は、本学府の授業及び研究に支障がない場合に限り、教授会の議を経て、学長が許可する。

2 入学を許可したときは、所属する大学院等を通じて、本人にその旨を通知するものとする。

(在学期間)

第 5 条 特別研究学生の在学期間は、原則として 1 年を超えないものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、学長の許可を得て、その期間を延長することができる。

2 在学期間を延長しようとする場合は、在学期間満了 1 月前までに申し出なければならない。

(許可の取消し)

第 6 条 特別研究学生として不適当と認められたときは、教授会の議を経て、学長が研究の許可を取り消すことがある。

(雑 則)

第 7 条 特別研究学生については、この規程に定めるもののほか、本学府の学生に関する規定を準用する。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学府長が行う。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。